

第四三回

参第四号

中小企業基本法（案）

目次

前文

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 調査及び計画（第四条 第七条）

第三章 中小企業者の協力組織（第八条 第十一条）

第四章 中小企業者の産業分野の確保（第十二条）

第五章 中小企業者の事業活動の保護（第十三条）

第六章 中小企業者に対する官公需の確保（第十四条）

第七章 設備、技術及び経営の近代化の施策（第十五条）

第八章 貿易上の施策（第十六条）

第九章 財政金融上の施策（第十七条 第十九条）

第十章 税制上の施策（第二十条）

第十一章 労務上の施策（第二十一条・第二十二条）

第十二章 中小企業政策審議会（第二十三条 第二十八条）

附則

中小企業は、わが国経済構造上きわめて重要な地位を占め、雇用、生産、輸出、消費等の各方面にわたり常に国民経済の発展に多大の貢献をしてきた。今後においても、また、将来の理想社会においても、中小企業の果たすべき社会的経済的使命は、重要である。従つて中小企業が自己の創意を傾けて企業の発展と従業員の生活水準の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与しようとする努力は、高く評価されるべきである。

しかるに、中小企業は、資本、労働、技術及び経営の各方面において著しく立ち遅れおり、大企業に比べて競争条件が著しく低位にある。加えるに、その企業の数はおお過ぎ、かつ、企業規模も零細企業を底辺としてその階層差が著しく、これが中小企業問題を複雑化し、その解決を著しく困難におとしいれている。中小企業のこのような現状と環境は、今までとられてきた国の政策の資本主義的矛盾が強かつたことに基因する。国は、この反省の上に立つて、国民経済にみられる不均衡とゆがみを是正し、公正なかつ均整のとれた経済の発展を推進するため、画期的な諸施策を強力に遂行すべきである。

そもそも、人は、単一の経済人ではなくて多元的存在であり、それ故に多元的社会を形成するものである。この多元的社会における中小企業は、社会化企業と相並んで、経済活動の基礎をなすものである。国の最大の責務は、これら中小企業の公正かつ自由な競争を確保するための基盤の整備することにあり、すべて国の施策は、ここにその重点がおかれるべきである。

国の将来の理想像は、全国民の中産階級化と福祉国家の実現にあり、この目標に向かつ

て、中小企業の安定と振興を図るため、ここに新たなる中小企業政策の基本原則を指向し、この法律を制定する。

第一章 総則

(中小企業政策の目標)

第一条 中小企業に関する国の政策の目標は、国民経済の成長発展と国民生活水準の向上のため中小企業が果たすべき重大な役割にかんがみ、経済社会において公正かつ自由な競争が行なわれ得る基盤の整備を図るとともに、中小企業の体質の改善と経営の近代化を促進し、もつて中小企業の安定と振興を図ることにあるものとする。

(国及び地方公共団体の責任)

第二条 国は、中小企業に関する国の政策（以下「中小企業政策」という。）の目標を実現するため、財政、税制、金融、貿易その他の部門にわたつて必要な諸施策を総合的に実施する責任をもつ。

2 国は、中小企業政策を積極的に推進するため、別に法律で定めるところにより、中小企業省を設置するものとする。

3 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を実施する責任をもつ。

(定義)

第三条 この法律で「中小企業者」とは、資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とするものについては三十人）以下の会社若しくは個人であつて、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む事業者及びこれらの者を直接又は間接の構成員とする団体をいう。

2 この法律で「小規模事業者」とは、中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が九人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする者については二人）以下の者及びこれらの者を直接又は間接の構成員とする団体をいう。

3 前二項の規定にかかわらず、中小企業者及び小規模事業者の範囲については、業種の実情に応じ特に必要がある場合においては、この法律を実施するために制定される法律で別段の定めをすることができる。

4 この法律に規定する大企業者の範囲については、この法律を実施するために制定される法律で各別に定める。

第二章 調査及び計画

(調査)

第四条 政府は、別に法律で定めるところにより、中小企業の実態調査を行なわなければならない。

(中小企業基本計画)

第五条 政府は、第一条の目標を実現するため、中小企業政策審議会の意見をきいて、次の各号に掲げる計画を含む中小企業基本計画を定めなければならない。

- 一 中小企業者の組織の整備拡充計画
 - 二 中小企業者の産業分野の確保に関する計画
 - 三 中小企業者に対する官公需の確保に関する計画
 - 四 中小企業者の設備、技術及び経営の近代化計画
 - 五 中小企業経営の指導及び診断を行なう施設の拡充計画
 - 六 中小企業者のための資金の確保に関する計画
 - 七 中小企業者に対する信用補完制度の拡充計画
 - 八 小規模事業者に対する保護助成計画
 - 九 中小企業従事者に対する福利厚生施設の整備拡充計画
 - 十 その他中小企業の振興に関し特に必要な事項に関する計画
- 2 政府は、前項の中小企業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、中小企業政策審議会の意見をきいて、中小企業基本計画を変更しなければならない。
(中小企業実施計画)

第六条 政府は、毎年、中小企業基本計画の実施を図るため、中小企業政策審議会の意見をきいて、中小企業実施計画を定めなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の中小企業実施計画を変更する場合について、準用する。
(国会に対する報告)

第七条 政府は、中小企業基本計画及び中小企業実施計画を決定したときは、文書をもつて、国会に報告しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

- 2 政府は、毎年、中小企業の動向及び政府が実施した中小企業政策に関する報告を国会に提出しなければならない。

第三章 中小企業者の協力組織

(同業組合)

第八条 中小企業者の組織は、中小企業者の公正な事業活動の機会を確保し、その事業の安定と振興を期するため、業種別地域別に組織する同業組合をその基本とする。

- 2 同業組合は、自主的に組織され、かつ、民主的に運営されるものとする。
- 3 同業組合は、次に掲げる事業を行なうものとする。
- 一 組合員の事業の振興を図るための教育、情報の提供、広告宣伝、技術の改善、品質の向上、経営の近代化、取引の適正化等に関する事業
 - 二 共同して行なう経済事業
 - 三 組合員の事業活動を調整する事業
 - 四 組合員のためにする組合協約の締結
- 4 同業組合の組織の単位は、業種の実情に応じ全国をその地区とすることができます。
- 5 国は、中小企業者が同業組合を組織することについて、及び同業組合の運営について必要な指導と助成を行なわなければならない。中小企業者の産業分野として指定された

業種については、特に積極的に指導を行なわなければならない。

(協同組合等)

第九条 中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うための組織である事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、商店街組合及び商店街組合連合会については、国は、中小企業者がこれらの組合等を組織することについて必要な指導を行なうとともに、これらの組合等の発展を図るため助成を強化しなければならない。

2 国は、中小企業者の事業の発展を図るため、同業組合及び前項の組合等以外の中小企業者の団体の運営についても、必要な助成を行なわなければならない。

(商工会)

第十条 国は、商工会が中小企業者の事業の発展に占める地位の重要性にかんがみ、中小企業者の事業の成長と発展に資することとなるように指導と助成を行なわなければならない。

(小規模事業者の協力組織)

第十一條 国は、小規模事業者の存立の推持を図ることが社会的に必要であることにかんがみ、小規模事業者の組織については、特別の保護と助成を行なわなければならない。

第四章 中小企業者の産業分野の確保

(中小企業者の産業分野の確保)

第十二条 国は、別に法律で定めるところにより、製造業、建設業、商業、サービス業等に属する産業のうちで、中小企業者による経営が経済的、社会的に適切であると認められる業種を指定し、中小企業者の産業分野を確保するものとする。

2 国は、業種の指定をした後は、大企業者が、その指定業種に属する事業を営むことができないようにするものとする。

3 国は、業種の指定がなされたため、その指定業種に属する事業を廃止する大企業者に対し、その事業の廃止に伴う損失の補償を行なうものとする。

4 国は、前三項に規定する中小企業者の産業分野の確保に関する措置につき、中小企業者の申請があつた場合においては、中小企業政策審議会の意見をきき、すみやかに、必要な措置を講じなければならない。

第五章 中小企業者の事業活動の保護

(中小企業者の事業活動の保護)

第十三条 国は、公正な下請関係を確立し、及び小売業に関する流通秩序の正常化を図るために、積極的な施策を講じなければならない。

2 国は、中小企業者を直接又は間接に圧迫する大企業者の事業活動を予防かつ抑制しなければならない。

3 国は、中小企業者が大企業者の事業活動により受ける圧迫について、これを排除するための措置が充分に行なわれるよう、行政機関を整備し、充実しなければならない。

4 国は、中小企業者と大企業者との間の経済上の紛争について、公正な解決を図るため、あつせん及び調停をしなければならない。

第六章 中小企業者に対する官公需の確保

(官公需の確保)

第十四条 国、地方公共団体、公共企業体等は、民間からの役務又は物資を調達する場合において、毎年度の発注総量の一定割合以上を中小企業者から調達するようにしなければならない。

2 政府は、前項の規定により、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資の調達をした実績について、毎年、文書をもつて、国会に報告しなければならない。

第七章 設備、技術及び経営の近代化の施策

(設備等の近代化)

第十五条 国は、中小企業者の設備の近代化に努め、資金の確保を図るとともに、用地の確保及びあつせん、機械及び設備の貸与等の措置を講じなければならない。

2 国は、中小企業者の事業に関する技術の改善及び開発並びに生産性の向上に努めなければならない。

3 国は、中小企業者の経営の近代化を図り、経営指導、企業診断、経営者及び経営後継者の教育訓練等を行なう施設の拡充強化に努めなければならない。

4 国は、中小企業者の経営規模の適正化を図るため、中小企業者の自主的な合同を援助するとともに、法人である中小企業者の自己資本を充実するため積極的な施策を講じなければならない。

第八章 貿易上の施策

(貿易上の施策)

第十六条 国は、中小企業者の製品の輸出を振興するため、輸出取引の適正化、輸出競争力の強化、海外市場調査の充実、海外市場の開拓、海外への普及宣伝の強化等必要な施策を講じなければならない。

2 国は、中小企業者が海外において行なう事業活動を円滑化するため、積極的に助成しなければならない。

3 国は、輸出又は輸入の調整に関しては、大企業者の独占等により、中小企業者に対し不利益にならないように努めなければならない。

第九章 財政金融上の施策

(予算の確保)

第十七条 国は、毎年度、中小企業実施計画を実施するため、必要かつ充分な金額を予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、毎年度、中小企業のための施策を実施するため、必要かつ充分な金額を予算に計上しなければならない。

(資金の確保)

第十八条 国は、毎年度、その財政投融資総額のうち、百分の三十を下らない額に相当する金額を中小企業者のための資金（信用補完のための資金を含む。）として確保しなければならない。

2 国は、民間金融機関の融資総額の一定割合以上が、常に中小企業者に対して貸し付けられているようにするため、必要な措置を講じなければならない。

3 政府関係中小企業金融機関は、その融資総額の一定割合以上が、常に小規模事業者に対して貸し付けられているようにするため、必要な措置を講じなければならない。

4 国は、民間金融機関の中小企業者に対する融資を促進するため、集中融資を排除するよう必要な措置を講じなければならない。

（金融の円滑化）

第十九条 国は、中小企業者に対する金融を円滑にするため、金融機関の拡充強化に努めなければならない。

2 国は、中小企業者に対する信用補完制度の拡充強化に努めなければならない。

3 国は、金融機関が資金の貸付けをする場合において、中小企業者に対する貸付利率が、大企業者に対する貸付利率に比し、実質的に上回ることとならないよう必要な措置を講じなければならない。

第十章 税制上の施策

（税制上の施策）

第二十条 国は、中小企業者に対しては、その組織の発展並びに事業の安定及び振興を図るため、税制上特別の措置を講じなければならない。

2 国は、小規模事業者に対しては、その存立の維持を図るため、税負担を特に軽減する措置を講じなければならない。

第十一章 労務上の施策

（労働力の確保）

第二十一条 国は、中小企業従業員の確保のため、積極的な措置を講じなければならない（労働条件の向上）

第二十二条 国は、すべての中小企業従業員が各種の社会保険に加入し得るようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、中小企業者及びその従業員の福利厚生施設の拡充に努め、かつ、助成しなければならない。

3 国は、中小企業従業員の所得の増加を図るため、最低賃金制度の普及のための積極的な措置を講じなければならない。

4 国は、家内労働者の所得を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

5 国は、中小企業従業員の技術の修得及び素質の向上を図るため、教育訓練施設の拡充強化に努めなければならない。

第十二章 中小企業政策審議会

(設置)

第二十三条 総理府に、附屬機関として、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第二十四条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができる。

(組織)

第二十五条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、中小企業従事者、消費者の意見を代表する者及び中小企業に関し学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十七条 審議会の庶務は、通商産業大臣官房において処理する。

(委任規定)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

「 対外経済協力審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて对外経済協力に関する 基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議す ること。	」
----------------	--	---

を

「 対外経済協力審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて对外経済協力に関する 基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議す ること。	」
「 中小企業政策審議会	中小企業基本法（昭和三十八年法律第　　号）の 規定によりその権限に属せしめられた事項を行なう こと。	」

に改める。

3 中小企業省が設置されたときは、第二十七条に規定する審議会の庶務を処理する権限は、中小企業大臣官房に移されるものとする。

理 由

中小企業が国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与することの重要性にかんがみ、中小企業者の組織の整備拡充、経営の近代化、従業員の地位の向上その他必要な措置を講じ、もつて中小企業の安定と振興を図るため、ここに新たなる中小企業政策の基本原則を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。